様式20

先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム）
実績報告書

本様式の内容は一般に公表されます

研究課題名	持続可能な社会づくりのための協働イノベーション　－日本におけるオーフス3原則の実現策
研究機関・ 部局・職名	大阪大学・大学院法学研究科・教授
氏名	伊達　規子（大久保　規子）

1. 研究実施期間　平成２３年２月１０日～平成２６年３月３１日

2. 収支の状況

（単位：円）

	交付決定額	交付を受けた額	利息等収入額	収入額合計	執行額	未執行額	既返還額
直接経費	40,000,000	40,000,000	0	40,000,000	40,000,000	0	0
間接経費	12,000,000	12,000,000	0	12,000,000	12,000,000	0	0
合計	52,000,000	52,000,000	0	52,000,000	52,000,000	0	0

3. 執行額内訳

（単位：円）

費目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
物品費	150,000	1,006,873	935,775	896,796	2,989,444
旅費	0	4,486,715	2,073,230	7,741,412	14,301,357
謝金・人件費等	0	4,741,532	6,009,281	2,979,074	13,729,887
その他	0	2,318,940	4,381,369	2,279,003	8,979,312
直接経費計	150,000	12,554,060	13,399,655	13,896,285	40,000,000
間接経費計	22,500	165,251	2,965,395	8,846,854	12,000,000
合計	172,500	12,719,311	16,365,050	22,743,139	52,000,000

4. 主な購入物品（１品又は１組若しくは１式の価格が５０万円以上のもの）

物品名	仕様・型・性能等	数量	単価（単位：円）	金額（単位：円）	納入年月日	設置研究機関名
				0		
				0		
				0		

5. 研究成果の概要

国内の参加・協働制度については，第1に，従来，包括的なデータが欠如していた参加・協働「条例」に関し，データベースの作成を行い，そのフォローアップを続けることにより，新たな研究基盤を構築した。また，その運用状況についても，NGO（あおぞら財団），中間支援団体（環境パートナーシップ会議，オーフスネット等）等と協働で行政およびNGOを対象とする2つのアンケートを行ったこと，特徴的な条例についてヒアリング調査を行ったこと等により，関係者の認識の違いや現行制度がいかなる意味で有効または不十分と考えられているのかについて，全国的な傾向を把握し，自治体の規模，地域，対象事項ごとに，ある程度の類型化が可能となった。第2に，参加・協働に係る「法律」の仕組みについても，その類型化を行うとともに，データベース化を図り，環境分野に限らず，全行政分野にわたり，国および自治体の参加・協働制度の全体像をある程度浮かび上がらせることができた。もっとも，環境分野に限ってみても，有効な仕組みのあり方は，その対象ごとに一様ではないと考えられることから，第3に，本研究では，交通と水分野を対象としてより詳細な検討を行った。とくに，交通分野については，法学のみならず，交通工学，環境経済学の専門家のほか，道路公害被害地域の環境再生を目的とするあおぞら財団との共同研究により，近年の参加型交通政策が，全体としてみると当初期待したような成果をもたらしていない要因分析が進んだ。

国際的には，オーフス条約加盟国の研究からスタートし，オーフス条約の部会会合や欧州裁判官協会会合における意見交換，文献サーベイ等により，第1に，従来日本で参照されることの多いドイツの制度が，EU全体の中では極めて特殊であり，とくに参加手続，司法アクセスの保障という点では，一般に最も問題の多い制度として理解されていること等が明らかになった。第2に，ドイツ以外のEU諸国については，①憲法への環境権規定の導入，環境グルネル法による参加権の強化，大環境省の設置等の改革が行われているフランス，②EUの中で最初に環境裁判所制度を導入したスウェーデン，③包括的な環境情報公開・市民参加・司法アクセス法を制定したスペイン等，従来日本でほとんど知られていなかった制度について，一定の検討をすることができた。第3に，EUの判例や司法アクセス指令案の動向分析を通じ，EU各国の裁判所が，オーフス条約の趣旨を重視し，次々に国内の制度・解釈の見直しにつながっていることを明確にした。

様式21

課題番号	GZ004

先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム）
研究成果報告書

本様式の内容は一般に公表されます

研究課題名 （下段英語表記）	持続可能な社会づくりのための協働イノベーション 　ー日本におけるオーフス3原則の実現策
	Cooperation Innovation for Sustainable Society ー Application of Aarhus Principles in Japan
研究機関・部局・職名 （下段英語表記）	大阪大学・大学院法学研究科・教授
	Osaka University, Graduate School of Law and Politics, Professor
氏名 （下段英語表記）	伊達　規子（大久保　規子）
	DATE Noriko (OKUBO Noriko)

研究成果の概要

（和文）:

全自治体を対象とした参加・協働条例調査，12 か国の法曹，NGO 等が参加する国際シンポジウムの開催等を通じ，環境分野の参加原則の到達点を明らかにした。その結果，日本は，参加権と司法アクセス権の一体的保障が弱いという点で，先進国のみならず，途上国と比較しても異なる発展を遂げており，そのことが，逆にインフラ整備等の合意形成を困難にしていることを浮き彫りにした。他方，アジアでは，環境法の実効性を確保し公平な国際競争を確保するという観点から参加型の法執行が求められており，国内外の環境・経済・社会の持続可能性の向上を図るために，アジア版市民参加条約に向けた日本のイニシアティブが期待されるとの結論に達した。

（英文）:

The findings of our project on the public participation in environmental issues have been achieved by especially (a) a survey targeting ordinances on participation and collaboration in all Japanese prefectures and municipalities; and (b) an international symposium attended by e.g legal professionals and NGOs from 12 countries. Among the results, we highlight that, in comparison not only with developed countries, but also with developing countries, Japan has much more weakness in

terms of the guaranteeing the integration of participation rights with the access to justice in environmental issues. That has been posing difficulties in consensus building for e.g. infrastructure works. Also, under the perspective of ensuring a fair international competition by the effectiveness of the environmental law, legal enforcement should be improved by an effective public participation in Asia. In this sense, aiming at fostering a domestic and international environmental, economic and social sustainable development, we reached the conclusion that a Japanese initiative towards an Asian version of a legal framework for public participation in environmental matters is expected.

1. 執行金額　52，000，000円
　　（うち、直接経費　40，000，000円、 間接経費　12，000，000円）

2. 研究実施期間　　平成23年2月10日～平成26年3月31日

3. 研究目的

あらゆる主体の参加と協働は，持続可能な社会づくりに不可欠の要素であるが，その実現は容易ではない。本研究は，グリーン・イノベーションを達成するためには，あらゆる人々の多様な環境活動が相乗効果を発揮できるような協働イノベーションが不可欠であるとの認識に立って，国際的な先進例となりうる日本型の協働モデルを提言することを目的とする。日本は協働先進国の側面を有しており，自主的取組みが一定の功を奏した数少ない国の１つでもあるが，最近では，「協働疲れ」ともいうべき状況が各地で生じている。

本研究では，現状を打破するためには，環境分野の参加条約であるオーフス条約を日本の社会的・文化的条件に適した形で具体化することが必要であるという考え方に立って，その具体的方策を検討する。同条約は，①環境情報へのアクセス権，②環境に関する政策決定への参加権，③司法へのアクセス権という３つの権利（グリーンアクセス権）を一体的に保障するものであるが，オーフス条約を批准しているＥＵ諸国においても，その具体化の手法は極めて多様で，より良い協働モデルが模索されている状況にある。それ故，国内外の研究者はもちろん，実務家，ＮＰＯ等とも連携・協働しながら日本の先駆的事例の歴史的意義や特性を踏まえつつ，グローバル・スタンダードたるオーフス３原則をも充たすような日本型の協働モデルを提示することをめざす。

4. 研究計画・方法

本研究は，(1) 日本型協働の法的研究，(2) オーフス条約加盟国の法制度・実態研究，(3) 日本におけるオーフス３原則の実現策の提言という３つの柱から成る。(1) から (3) の作業は研究期間全体を通じて行うが，計画１～３年目は，(1) と (2) を中心とし，４年目は，(3) の作業に重点を置きながら，(1)，(2) のフォローアップ作業を続ける。

まず，日本型協働の研究については，平成 22～23 年度は，日本の協働全般の動向把握に努める。とくに，あおぞら財団，環境パートナーシップ会議（ＥＰＣ）等と協力して，自治体の協働・参加条例の現状について，全自治体を対象にアンケートを行う。平成 24 年度は，自治体調査の結果を踏まえ，ＮＧＯのアンケート調査を行うことにより，自治体における協働の現状の総合的な把握を目指す。また，道路分野に関し，交通基本計画策定状況を分析するとともに，既存の参加・協働の仕組みを整理する。

次に，ＥＵにおけるオーフス条約の国内法化に関する研究については，平成 22～23 年度は，オーフス条約のガイドブック（条約事務局）の改訂版の内容を分析し，その概要等を翻訳して公表するとともに，条約関連の各種会議に出席し，各国の動向把握に努める。また，司法アクセス権の研究に重点を置き，原告適格の問題とともに，公益訴訟を有効に機能させるための条件を検討する。平成 24 年度は，従来，研究が不十分であった参加制度の研究に重点を置き，環境アセスメント等に焦点を当てて，特徴的な参加の仕組みと具体的な判例分析を通じて，参加と訴訟がどのように機能しているかを検討する。また，リオ＋２０を控え，アジアや南米においても，公益環境訴訟の制度整備が急速に進んでいることから，可能な限り，ＥＵ以外の国々の動向にも目配りをする。

平成 25 年度は，(1) と (2) の研究成果を統合する形で，(3) 日本におけるオーフス３原則の実現策に関し，提言をとりまとめる。

5. 研究成果･波及効果

(1) 日本型協働の研究成果

日本型協働に関しては，第１に，あおぞら財団，ＥＰＣ等と連携し，初めての全自治体調査を実施し，従来，包括的なデータが欠如していた参加・協働「条例」に関し，データベースの作成を行い，そのフォローアップを続けることにより，新たな研究基盤を構築した。また，制度の利用者である環境ＮＰＯのアンケート調査を行い，さらに，特徴的な条例についてヒアリング調査を行うことにより，関係者の認識の違いや現行制度がいかなる意味で有効または不十分と考えられているのかについて検討し，自治体の規模，地域，対象事項ごとに違いのあることが明らかとなった。具体的には，例えば，①参加・協働条例の制定率は，都道府県により，０％～77.8%まで大きな差があること，②多くの自治体が条例の有効性を認めているが，とくに行政内部の総合調整，採用されなかった意見・提案へのフォロー等，きめ細かな対応が行われている自治体では，議事録等からも実質的な協議の定着傾向が確認できること，④サイレントマジョリティの意見を反映するために，無作為抽出型の参加手法が増えていること，⑤自分たちの意見が行政に反映されたことのあるＮＰＯが３割にも達した反面，依然として意見は全く反映されないと感じているＮＰＯがほぼ同割合存在することなどが判明した。

第２に，参加・協働に係る「法律」の仕組みについても，その類型化を行うとともに，データベース化を図り，環境分野に限らず，全行政分野にわたり，国および自治体の参加・

協働制度の全体像をある程度浮かび上がらせることができた。その結果，例えば，①伝統的な審議会，意見提出以外に加え，協定，協議会，提案等の新たな手法が，環境のみならず，インフラ整備，福祉等，幅広い分野で導入されていること，②ただし，これらの手法の実施は基本的に行政の任意の選択に委ねられており，諸外国と比較して，参加権の実効的保障という観点が極めて希薄であること，③日本の実定法上の協働概念は，「多様な主体の協議」を中核とする概念として独自の展開を遂げており，ドイツ等の協働概念と混同すべきではないこと，④エネルギー分野では参加規定がほぼ皆無であるなど参加・協働制度の整備状況は一律ではなく，参加の必要性に応じた制度整備がなされているとは言いがたいことを明らかにするとともに，参加手続の義務付けを緩和した第２期地方分権改革を批判的に検討した。

第３に，有効な参加の仕組みのあり方は，その対象分野ごとに一様ではないと考えられることから，本研究では，交通に焦点を当てて，法学のみならず，交通工学，環境経済学の専門家のほか，道路公害被害地域の環境再生を目的とするあおぞら財団との連携を図りつつ，より詳細な検討を行った。持続可能な交通の確立に向け，今，交通政策は大きく変化しつつあり，高速化一辺倒の政策は見直され，環境，福祉の観点から，低速交通網の形成や歩けるまちづくりのため，利用者である市民の参加のもと，総合的な交通計画を作成し，公共交通の維持を図る動きが進んでいるが，その理念をどのように具体化していくのかは未だ試行錯誤中であることが改めて確認された。また，現在，交通の持続可能性が最も先鋭的に問われている東日本大震災被災自治体の調査結果も踏まえ，被災地の交通網再構築のあり方を論じることを通じて，人口減少，高齢化が進む地域の交通政策のあり方を検討した。

(2) オーフス条約加盟国等の研究成果

国際状況については，オーフス条約履行ガイドを翻訳するなど，オーフス条約およびその加盟国の文献研究からスタートし，２つの国際シンポジウムの実施，海外の裁判官，ＥＵの政策担当者，国際ＮＧＯ等との意見交換等を通じ，参加制度の運用，行政訴訟の審理の方法等，制度の実態も含めた分析作業が進んだ。

オーフス条約加盟国については，第１に，従来日本で参照されることの多いドイツの制度が，ＥＵ全体の中では極めて特殊であり，とくに参加手続，司法アクセスの保障という点では，一般に最も問題の多い制度として理解されていること等が明らかになった。第２に，ドイツ以外のＥＵ諸国については，①憲法への環境権規定の導入，環境グルネル法による参加権の強化，大環境省の設置等の改革が行われているフランス，②ＥＵの中で最初に環境裁判所制度を導入したスウェーデン，③包括的な環境情報公開・市民参加・司法アクセス法を制定したスペイン等，従来日本でほとんど知られていなかった制度を含め，オーフス条約域内だけでも，実に多様な制度のあることが確認できた。第３に，ＥＵ各国の裁判所ではオーフス条約の趣旨を重視した判決が次々に出され，その影響は旧東欧諸国のみならず，ドイツやイギリスにも及んでおり，共通の国際的な枠組みにより，各国の弱み

と強みが明確化され，制度改革につながっていることを明確にした。計画策定時には主に原告適格と裁量審査の方法の２点に焦点を当てることとしていたが，国際的には，訴訟支援，仮の救済等が大きな課題となっていることから，上記２点のみを掘り下げるのではなく，広く環境公益訴訟の論点を概括的に扱い，全体像を明らかにすることを重視する方針に転換した。

また，オーフス３原則の浸透は，同条約加盟国のみならず，ラテンアメリカ，アジア・オセアニア，アフリカ各国にも共通の現象であり，ブラジル，オーストラリア，インド，タイ等，限定的ではあるが，ＥＵ以外の国々についても，従来日本でほとんど知られていなかった制度の存在とその運用状況が明らかとなった。

(3) 協働イノベーションに向けた提言と本研究の波及効果

これら国際的な研究成果を踏まえて，日本の現状を評価すると，国際的には，先進国，途上国を問わず，1992 年の地球サミット以降，参加原則の具体化に向けた取組みが進められており，日本における参加・協働法制の展開も，この国際潮流の中に位置付けられる。日本型協働の特徴は，協定制度や協議会制度の多用ということにあり，環境ＡＤＲ（公害調停等）やＰＲＴＲ制度とともに，日本の経験が諸外国においても注目されている。

もっとも，これらの制度は，参加権を基礎としたものではなく，その活用が広く行政の裁量に委ねられているため，賛否が分かれるような課題については利用されず，または合意形成が困難となる。換言すれば，より一般的・抽象的な政策段階では，参加・協働の仕組みが一定の功を奏している反面，具体的な事業段階になればなるほど，その有効性に疑問がある。同じ公聴会といっても，日本とＥＵ先進国では，組織，手続，実際の熟議時間等に大きな違いがあり，参加権の保障が不十分なままに協働の多様な仕組みを利用できるようにするだけでは大幅な改善が見込まれないという課題が浮き彫りになった。

また，司法アクセス権の保障に関しては，南米，アフリカ，アジアの途上国における環境公益訴訟の展開も概観し，日本の現状が，先進国のみならず，途上国と比較しても特異なものであることが明らかになった。とくに環境団体訴訟を認めていないのは，国際的に見ても，極めて少数の国に限られており，グローバルスタンダードを充たしていない。その反面，健康被害の損害賠償に関しては，人格権侵害として，事業者の責任が比較的厳しく問われており，また，行政の規制権限不行使について国家賠償訴訟（水俣病関西訴訟等）が有効に機能し，あるいは環境法の整備を促してきたことは日本の優位性が認められる点であり，国際的にも参考になると考えられる点が少なくない。

このように，これまで，日本においても，権利が確立されている分野では訴訟が機能し，環境政策の発展に寄与してきたこと，諸外国において，グリーンアクセス権の保障が環境保全・改善に成果を挙げてきたことに鑑みれば，今後，従来の仕組みとグリーンアクセス権の保障を組み合わせることが，日本の改革策として有効であり得る。具体的には，環境基本法の大改正または環境分野の市民参加法のような法律を制定し，対象事項の類型に応じ，協議会等，一定水準以上の実質的な参加手続の保障を義務付けるとともに，団体訴訟

の導入を含む司法アクセス権を強化することが重要である。

このように，日本の制度改革の方向性は明確になってきたものの，その実現に向けた国内の政治的機運が高まっているとはいえない。これに対し，アジアの他の国々では，グリーンアクセス権の法整備は日本以上に図られてきたが，法律が遵守されていないという執行問題があり，法の執行の欠缺は，事業者にとっても大きなリスク要因または公平な競争の阻害要因となっている。オーフス条約は，従来とくに旧東欧諸国における環境民主主義の促進と法の実効性確保に大きな成果を挙げており，法の執行の欠缺を改善するためには，国内のみならず，国際的に共通の枠組みを構築することが有効である。そして，そのような取組みは，日本の制度改革を国際的に促すことにもつながりうる。それ故，アジア地域において，国内外の環境・経済・社会の持続可能性を実現するために，アジア版オーフス条約に向けた日本のイニシアティブが期待されるとの結論に達した。

これらの成果については，10 か国で 30 件以上の学会・シンポジウム報告等を行い，約 30 の論文・編著として国内外で公表した。また，制度改革提言については，環境基本法 20 周年をテーマにした環境法政策学会学術大会で報告し，研究成果の一部は，民事司法を利用しやすくする懇談会・最終報告書（2013 年 10 月）にも反映された。また，本プロジェクトが主催した国際会議の成果は国内外で注目を集め，その一部を雑誌の特集号として単行本化するなどし，オーフス条約第 15 回締約国作業部会成果文書でも「大阪大学の取組みを歓迎する」旨が明記された。そして，作成したデータベースの一般公開，パンフレットの発行等により，研究成果の社会還元にも努め，ホームページのアクセス数も８万件を超えている。さらに，一連の研究過程において，研究者はもちろん，国内外の裁判官や弁護士，ＮＧＯ，中間支援団体，コンサルタント等とのネットワークが形成され，本研究代表者と環境パートナーシップオフィスとの協働事業協定の締結等，ユニークな共同研究の実践にもつながった。

今後は，アジア版オーフス条約の具体化に向けた検討を進めるとともに，極めて多様な制度の実効性を比較できるような環境民主主義指標の作成が重要な課題である。本研究で培われた国際ネットワークを活かし，環境民主主義の国際的な研究拠点の形成を目指し，その促進に寄与していきたいと考えている。

6.　研究発表等

雑誌論文 計34件	（掲載済み－査読有り）　計4件 ・Noriko Okubo, Policy on Climate Change in Japan and Voluntary Approaches, in: M. Spitzkatz (ed.), Rule of Law: Perspectives from Asia, Konrad Adenauer Stiftung, 2013, pp.163-189 ・Noriko Okubo, Climate Change Litigation: A Global Tendency, in: OC. Ruppel / C. Roschmann / K. Ruppel-Schlichting (ed.), Climate Change and Global Governance Volume I, Nomos Publishers, 2013, pp.741-758 ・Noriko Okubo, Development of Environmental Agreement in Japan, in: Mélanges Gilles Martin: Pour un droit economique de l'environment, Frison-Roche, 2013, pp.435-444 ・大久保規子「再生可能エネルギーと市民参加－日本における展開」Environmental Law and Policy,Vol.12（2014 年 2 月）, 1-18 頁 （掲載済み－査読無し）　計26件 ・大久保　規子「環境アセスメント指令と環境団体訴訟―リューネン石炭火力訴訟判決（欧州司法裁判所 2011 年 5 月 12 日）の意義―」甲南法学 51 巻 4 号, 2011 年 3 月, 65-88 頁 ・大久保　規子「持続可能な社会づくりのための協働イノベーション」『サステナビリティ・サイエンスを拓く―環境イノベーションへ向けて』（大阪大学出版会） 2011 年 5 月, 123-133 頁 ・大久保　規子「環境影響評価と訴訟」環境法政策学会編『環境影響評価―その意義と課題』第 4 章（商事法務）2011 年 6 月, 59-71 頁 ・大久保　規子「諫早湾潮受堤防の開門請求を条件付きで認めた事例―諫早干拓地潮受堤防撤去等請求事件」法学セミナー2011 年 7 月号(No.679）, 2011 年 7 月 1 日, 117 頁 ・大久保　規子「杉並病原因裁定事件―原因物質の特定不能事案における因果関係の肯定」別冊ジュリスト No.206 環境法判例百選[第 2 版］, 2011 年 9 月, 246-247 頁 ・大久保　規子「環境影響評価法の 2011 年改正について」ジュリスト 1430 号, 2011 年 10 月, 30-36 頁 ・大久保　規子「協働の進展と行政法学の課題」『行政法の新構想Ｉ―行政法の基礎理論』（有斐閣）2011 年 11 月, 223-243 頁 ・大久保　規子「泉南アスベスト被害と国の責任―大阪高裁判決の検討」環境と公害 41 巻 3 号, 2012 年 1 月, 63-67 頁 ・大久保　規子「オーストラリアの環境裁判所と司法アクセスの保障―ニューサウスウェールズ州を中心として」『社会の発展と権利の創造―民法・環境法学の最前線』（有斐閣）2012 年 2 月, 763-782 頁 ・大久保　規子「欧州における環境行政訴訟の展開―司法アクセスの保障を中心として」高木ほか編『行政法学の未来に向けて』（有斐閣）2012 年 3 月, 459-475 頁 ・大久保　規子「環境民主主義と司法アクセス権の保障」淡路ほか編『公害環境訴訟の新たな展開―権利救済から政策形成へ』（日本評論社）2012 年 4 月, 91-104 頁 ・大久保　規子「水俣病認定の義務付け請求が認容された事例：水俣病認定申請棄却処分取消、水俣病認定義務付け請求控訴事件」法学セミナー（2012 年 8 月号）Vol.57-8/No.691, 2012 年7月, 153 頁 ・大久保　規子「オーフス条約と環境公益訴訟」環境法政策学会編『公害・環境紛争処理の変容』,（商事法務研究会）2012 年7月, 133-146 頁 ・大久保　規子「皇居外苑の使用許可」別冊ジュリスト No.211 行政法判例百選Ｉ[第 6 版], 2012 年 10 月, 138-139 頁 ・大久保　規子「環境のための協働と「環境教育等による環境保全取組促進法」に基づく協定制度の活用の可能性」環境研究 168 号, 2012 年 11 月, 39-46 頁 ・大久保　規子「行政指導と処分の複合的行為」論究ジュリスト『重要判例からみた行政法』（ジュリスト増刊）2012 年秋号（3 号）, 2012 年 11 月, 94-101 頁 ・大久保　規子「産廃処分場に係る措置命令の義務付け請求を認容した事例：措置命令処分等の義務付け請求控訴事件」法学セミナー（2013 年 2 月号）Vol.58-2/No.697, 2013 年 1 月, 129 頁 ・大久保　規子「持続可能なまちづくりと震災復興」高橋・大塚編『震災・原発事故と環境法』（民事法研究会）2013 年 1 月, 135-167 頁

	・大久保　規子"Zugangzu Gerichten im Umweltbereich und Aarhus-Konvention", Neue Herausforderungendesoffentlichen Rechtsin Japanund Deutschland（二国間交流事業共同研究・日独公法シンポジウム記録集『日独公法の新しい挑戦』(2012/10/1-2：於ベルリン自由大学)，2013 年 2 月，149-153 頁 ・大久保　規子「混迷するドイツの環境団体訴訟—環境・法的救済法 2013 年改正をめぐって—」新世代法政策学研究 20 号（北海道大学）2013 年 3 月，227-255 頁 ・大久保 規子「河川敷，海岸環境保全」条例政策研究会編『行政課題別条例実務の要点』（第一法規）2013 年追録，1583-1584 頁 ・大久保 規子「地下水保全」条例政策研究会編『行政課題別条例実務の要点』（第一法規）2013 年追録，4801-4816 頁 ・大久保 規子「震災復興まちづくりと環境アセスメント」環境法政策学会編『環境法政策学会雑誌』16 号（商事法務）2013 年，170-183 頁 ・大久保 規子（汝思思訳）「协动的发展与行政法学上的问题研究」法学思潮第3巻第2期，2013 年 7 月，117-134 頁 ・大久保 規子「環境基本法と参加原則」環境法政策学会編『環境基本法制定 20 周年－環境法の過去・現在・未来』（商事法務）2014 年 3 月，29－50 頁 ・大久保 規子「環境分野の司法アクセスとオーフス条約－ドイツの環境訴訟への影響を中心として」松本和彦編『日独公法学の挑戦』（日本評論社）2014 年 3 月，297-314 頁 （未掲載）　　　　計4件 ・大久保 規子「環境法における国と自治体の役割分担」高橋信隆ほか編『環境保全の法と理論』（北海道大学出版会）2014 年 4 月，103-118 頁 ・Noriko Okubo, The Development of the Legal System for Public Participation in Japan, Land Use Policy ・大久保 規子「泉南アスベスト第二陣高裁判決の意義」環境と公害 44 巻1号 ・Noriko Okubo, Recent Developments in Energy Policy in Japan from the Viewpoint of Public Participation, M. Boutonnet (ed.), in: Apr è s – Fukushima regards juridiques franco-japonais, Presses Universitaires d' Aix-Marseille, 2014, pp.123-130
会議発表 計53件	■専門家向け　計33件 ・大久保　規子「オーフス条約と環境団体訴訟」日弁連公害対策・環境保全委員会（弁護士会館・2011 年 2 月 4 日） ・大久保　規子，環境侵害行政に対する司法審査の法的争点（2011 年 5 月 6 日），江原大学（韓国） 発表テーマ「日本における環境アセスメント訴訟の現状と課題」 ・大久保　規子，第 15 回　環境法政策学会　公害・環境紛争処理の変容（2011 年 6 月 19 日），国学院大学(渋谷キャンパス) 発表テーマ「オーフス条約と環境団体訴訟」 ・大久保　規子，The 4th Joint Forum of Environmental Sciences 2011（2011 年 6 月 20 日），愛媛大学 発表テーマ「Special Lecture: Recent Development of Environmental Law and Aarhus Convention」 ・大久保　規子，第 9 回　情報公開・個人情報保護審査会等委員交流フォーラム（2011 年 8 月 31 日），(独)国立大学財務・経営センター学術総合センター 発表テーマ「内閣府情報公開・個人情報保護審査会における答申等の動向」 ・大久保　規子，仏日環境法ワークショップ（2011 年 9 月 12 日・13 日），ニース大学（フランス） 発表テーマ「Recent Development of Japanese Environmental Case Law」 ・大久保　規子，Umweltrechtstag Hamburg 主催 Hamburg International Environmental Law Conference 2011(2011 年 9 月 15 日)，ブッツェリウス大学（ドイツ） 発表テーマ「Local Initiative to Environmental Protection in Japan– Contribution of Big Cities for Climate　Protection」

・大久保　規子, International Forum on Climate Change and Socio-Ecological Movements Comparison between China and Europe（2011 年 11 月 18 日）, 人民大学（中国）
発表テーマ「Public Participation : Agenda for Rio +20　Japanese Development and Aarhus Convention」
・大久保　規子, 日本弁護士連合会シンポジウム　公共事業とわたしたちの未来（2011 年 12 月 3 日）, 弁護士会館
パネルディスカッション・テーマ「これからの公共事業はどうあるべきか？」
・大久保　規子, Konrad Adenauer Stiftung 主催　IX. KAS Conference on Public International Law: Environmental Protection as a Task for the International Community（2012 年 1 月 12 日・13 日）, ボン（ドイツ）
発表テーマ「Klimaschutzpolitik in Japan und Effektivität von freiwilligen Maßnahmen」
・大久保　規子, Thammasat University・Direk Jayanama Research Centre 主催 Sharing experience of natural disasters between Japan and Thailand（2012 年 1 月 28 日）, タマサート大学（タイ）,
発表テーマ「Legal System of Disaster Management in Japan」
・大久保　規子　コンラート・アデナウアー財団・大阪大学法学研究科共催　国際シンポジウム "Legal Possibilities to Strengthen Renewable Energies"(2012 年 4 月 21 日)、ホテルニューオータニ大阪
発表テーマ：「The Climate Change Litigation and its Global Movement」
・大久保　規子「The Meeting of Sustainability」（2012 年 5 月 10 日）、Sustenta Instittlete（ブラジル・サルバドール）
発表テーマ：「Japanese Legal System of Environmental Dispute Resolution」
・大久保　規子「第 16 回環境法政策学会」（2012 年 6 月 16 日）、西南学院大学
発表テーマ：「アセスメント・まちづくり」(震災対応検討会有志報告)
・大久保　規子「環境問題における団体訴訟制度導入の可能性」（2012 年 7 月 25 日）、第二東京弁護士会環境法研究会（弁護士会館）
発表テーマ：「オーフス条約の意義・現状、環境問題における団体訴訟制度の意義」
・大久保　規子「気候変動とグローバルガバナンスー気候変動と法的責任ー」（2012 年 9 月 27 日）、ステレンボッシュ大学（南アフリカ）
発表テーマ：「The Climate Change Litigation and Its Global Movement」
・大久保　規子「日独公法の新しい挑戦」(2012 年 10 月2日）、ベルリン自由大学（ドイツ）
発表テーマ：「Zugang zu Gerichten im Umweltbereich und Aarhus-Konvention」
・大久保　規子「地域でエネルギーをつくるルールづくり」（2012 年 10 月 30 日）、龍谷大学
発表テーマ：「再生可能エネルギー条例の可能性と論点」
・大久保　規子「福島原発事故以降の日仏のエネルギー政策の変容」（2012 年 11 月 8 日）、エクサン・プロヴァンス大学（フランス）
発表テーマ：「The impact of the Fukushima Accident on the energy policy from the viewpoint of the civil society and the green access rights」
・大久保　規子「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」（2012 年 11 月 25 日）、北海道大学
発表テーマ：「オーフス3原則の国際的展開」
・大久保　規子 "Environmental Legislation in Asia and Europe" 2nd Meeting of KAS Alumni Lawyers in Asia (2012 年 12 月 16 日)、Langham Hong Kong Hotel（中国）
発表テーマ：「Zugang zu Gerichten im Umweltbereich und Rechtsstaatsprinzip」
・大久保　規子「第 27 回ニッセイ財団環境問題助成研究ワークショップ　農業・農村の危機と再生への提言－地域連携のための政策論－」（2013 年 2 月 2 日）、一橋大学
発表テーマ：「自立と連携を支える法制度のあり方」
・大久保　規子「日中環境公益ワークショップ」（2013 年 2 月 22 日）、キャンパスプラザ京都
発表テーマ：「環境公益訴訟の国際的な動向—日本との比較を中心に」
・大久保　規子 "Public Participation in Environmental Matters in East Asia: multifaceted perspectives"（2013 年 3 月 18 日）、国連高等教育研究所
発表テーマ：「The Development of the Legal System for Public Participation after Rio on the example of Japan」

様式21

	・大久保　規子「国際シンポジウム グリーンアクセスの実効的保障を目指して－日本の成果と課題」(2013 年 3 月 30 日)、淡路夢舞台国際会議場 発表テーマ:「日本の参画・協働施策の展開」 ・大久保　規子, 大阪弁護士会・グリーンアクセスプロジェクト共催弁護士研修「環境保護と市民アクセス」(2013 年 4 月 8 日), 大阪弁護士会館 発表テーマ:「環境保護と市民アクセス」 ・大久保　規子"STRIPE: Strengthening the right to information for people and the environment", WRI＝ICEL, (2013 年 4 月 30 日), Hotel Alila Jakarta(インドネシア) 発表テーマ: "Strategies for Improving Citizen Access and the Role of Information Commissioners" ・大久保　規子「第 17 回環境法政策学会シンポジウム:環境基本法制定 20 周年—環境法の過去・現在・未来」(2013 年 6 月 15 日), 成蹊大学 発表テーマ:「環境基本法制定 20 周年:参加」 ・大久保　規子 "The Crisis Management: Shared Experiences and Lesson Learned between Japan and Thailand"(2013 年 7 月 27 日), Khaolak Merlin Resort(タイ) 発表テーマ:"Legal system and disaster management in Japan" ・大久保　規子"Environmental Legislation and Climate Change:– Effective Response in Asia", KAS=TERI (2013 年 10 月 18 日), Taji Mahal Hotel(インド) 発表テーマ:"Recent Developments in Energy Policy in Japan from the Viewpoint of Public Participation" ・大久保　規子「タイバンコク都庁職員研修」(2013 年 12 月 20 日)大阪大学 発表テーマ:"Environmental Administration and Law in Osaka" ・大久保　規子"Legal issues for strengthening the safety of nuclear power and expanding the use of renewable energy"Kangwon National University, Institute of Legal Studies Environment Law Center (2014 年 1 月 24 日) Kangwon National University(韓国) 発表テーマ:"Renewable Energy and Public Participation – Recent Legal Development in Japan" ・大久保　規子"Meeting of the Parties to the Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-making and Access to Justice in Environmental Matters, Task Force on Access to Justice Seventh meeting"(2014 年 2 月 25 日), 国連欧州本部(スイス) 発表テーマ:"Judicial review of public authorities' omissions in Japan" ■一般向け　計20件 ・大久保　規子, 兵庫県計量協会環境計量証明部会設立 30 周年記念式典(2011 年 4 月 21 日), 計量協会(環境部会) 発表テーマ「環境法の歴史的展開と 21 世紀の課題——公害から環境の時代へ」 ・大久保　規子, 韓日国際セミナー 四大江問題と地球環境問題(2011 年 5 月 22 日), 國会セミナー室(韓国) 発表テーマ「公共事業の司法統制と市民参加」 ・大久保　規子, ラムネットJシンポジウム in 沖縄 2011 湿地保全と私たちの社会 (2011 年 6 月 26 日), 沖縄市農民研修センター(大研修室) 発表テーマ「日本の環境アセスメント制度の現状と課題」 ・大久保　規子, 関西 NGO 協議会主催・関西 NGO 大学 私が動くと社会がよくなる——市民参加の可能性(10 月 22 日・23 日), 小林聖心女子学院 発表テーマ「市民参加について」,「市民参加がある時, ない時」 ・大久保　規子, 適塾記念講演会(2011 年 11 月 30 日), 大阪大学中之島センター 発表テーマ「環境政策最前線——リオ会議 20 周年に向けて——」 ・大久保　規子, ネットワーク型市民セミナー 大阪市の情報公開制度の現状と課題, ～ガラス張りの姿勢の推進に向けて～(2012 年 2 月 16 日), 大阪市立総合生涯学習センター(第一研究室) 発表テーマ「情報公開に係る講演」(セミナー第 1 部) パネルディスカッション「情報公開に係るパネルディスカッション」(セミナー第 2 部)

様式21

	・大久保　規子，中部の環境を考える会主催　市民・NPO 運動は環境政策にどう参加するか（2012 年 2 月 18 日），生協生活文化会館 発表テーマ「オーフス条約と環境民主主義―リオ＋20 に向けて―」 ・大久保　規子，日韓 NGO 湿地フォーラム　日韓湿地の危機―止まらない公共事業とねじれる司法（2012 年 2 月 25 日・26 日），福岡商工会議所（401～404 号室） 発表テーマ「オーフス条約」 ・大久保　規子，日弁連環境公害委員会（2012 年 3 月 12 日）弁護士会館 発表テーマ「環境団体訴訟の最近の動向について」 ・大久保　規子，地球環境パートナーシップ会議ほか主催　地球サミット「リオ＋20 に向けて」～私たちが，望む未来とは～（2012 年 3 月 24 日），京都テルサ第一会議室 発表テーマ「地球サミットと暮らしや現場の活動，リオ＋20 への期待」 ・大久保　規子　第二東京弁護士会・環境保全委員会（主催）研修会、(2012 年 4 月 13 日)、弁護士会館 発表テーマ：「環境裁判所制度の意義と必要性：これからの環境裁判の在り方を考える」 ・大久保　規子　NPO 土壌汚染対策コンソーシアム(NPO-CSCC)主催「第 23 回土壌汚染対策普及啓セミナー」(2012 年 5 月 15 日)、ドーンセンター 発表テーマ：「NPO の役割と協働の考え方：グローバルな視点での NPO の立場と役割、協働」 ・大久保　規子　「オーフス条約第 15 回作業部会」(2012 年 9 月 4 日)、欧州国連本部（スイス） 発表テーマ：「What is the Green Access Project? -Background and Purposes-」 ・大久保　規子　公害対策・環境保全委員会環境法部会（2012 年 9 月 7 日）、弁護士会館 発表テーマ：「オーフス条約と環境基本法」 ・大久保　規子　大阪大学公開講座「これからのエネルギーを考える」（2012 年 10 月 19 日）、大阪大学中之島センター 発表テーマ：「再生可能エネルギーを支える市民活動と法」 ・大久保　規子　とよなか市民環境会議アジェンダ 21（2012 年 11 月 17 日） 発表テーマ：「自然を守る市民参加は、どこまで実現されたかー国際社会から見た日本の成果と課題ー」 ・大久保　規子　大阪ガス環境政策研究会(2013 年 1 月 28 日)、大阪ガス本社 発表テーマ：「市民参加で切り拓く安定的な事業活動の展開ーグローバルスタンダードと日本の動向ー」 ・大久保　規子　「協働を進める対話の場づくり：パートナーシップ・ダイアログ　協働：自治体の取組の実態と課題（2013 年 3 月 4 日）、地球環境パートナーシッププラザ 発表テーマ：「市民参加・協働条例／環境条例に関するアンケート調査結果」 ・大久保　規子「2013 年度コウノトリ・ジオパーク地域づくり講座「多様な地域資源の理解と活用」（2013 年 8 月 4 日）コウノトリの郷公園セミナー室 発表テーマ：「地域づくりのための参加の仕組みを考える」 ・大久保　規子「グリーンアクセスプロジェクト主催・一般社団法人建設コンサルタンツ協会参加型計画専門委員会協力合同シンポジウム『世界と日本の市民参加～見えない力を見えるように～』」 （2013 年 12 月 6 日）キャンパスポート大阪ルーム D・E 発表テーマ：「参加制度の国際潮流を探る」
図　書 計3件	・大久保規子編著『自治体政策法務講座第3巻争訟管理』（ぎょうせい・2013 年）（執筆担当「住民訴訟の制度と課題」）（ISBN：9784324095775） ・高橋滋・石井昇編『判例ナビゲーション行政法』（日本評論社・2014 年 2 月）（執筆担当 14-15, 22-23, 42-43, 56-57, 60-61, 68-69, 72-73, 78-79, 106-109 頁）（ISBN：9784535519947） ・宇賀克也（責任編集）・大久保規子（編集／監訳）『グリーンアクセスの実効的保障をめざして』（行政法研究 5 号）（信山社・2014 年 3 月）（ISBN：9784797265354）

様式21

産業財産権出願・取得状況 計0件	（取得済み） 計0件 （出願中） 計0件
Webページ（URL）	グリーンアクセスプロジェクト http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/ 大阪大学・最先端・次世代研究開発支援プログラム http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/program_next 大阪大学大型教育研究プロジェクト支援室・最先端・次世代研究開発支援プログラム http://www.lserp.osaka-u.ac.jp/index_jisedai.html
国民との科学・技術対話の実施状況	【平成 23 年度】 一般向けとして，各種講演会（上述）と公開研究会（下記）で対応。 ・第一回研究会（2011 年 7 月 25 日実施）財団法人日本環境協会　参加者数 30 名 第一部：「オーフス条約・締約国会議報告」大久保規子 第二部：「改正環境教育推進法を考える」 ① 「改正法の特徴」中島恵理（長野県温暖化対策課長／環境教育法検討時の環境省担当室長補佐 ② 「改正法へのコメント」川村研治（日本環境協会／元GEOC），小林光（元環境省事務次官／慶應義塾大学教授），滝口直樹（環境再生保全機構），林浩二（千葉県立中央博物館／環境教育学会），藤村コノヱ（環境文明２１） ほか ・第二回研究会（2011 年 8 月 18 日実施）公益財団法人公害地域再生センター　参加者数 30 名 「フランス都市交通政策における住民参加」 南聡一郎（あおぞら財団特別研究員） ・第三回研究会（2011 年 12 月 1 日実施）公益財団法人公害地域再生センター　参加者数 20 名 「EU最新交通・まちづくり事情報告　—ストラスブール・フライブルク・チューリッヒを訪ねて—」 新田保次（鈴鹿工業高等専門学校長、前・大阪大学大学院工学研究科教授） 【平成 24 年度】 一般向けとして、シンポジウムを実施。各種講演会(上述)、および公開研究会(下記)を実施して対応。 ・国際シンポジウム「グリーンアクセスの実効的保障をめざして—日本の成果と課題—」“Towards an Effective Guarantee of the Green Access: Japan’s Achievements and Critical Points from a Global Perspective”、2013 年 3 月 30 日・31 日　淡路夢舞台国際会議場、後援＝環境法政策学会・日本弁護士連合会・環境省・兵庫県・日本環境会議　：参加者数約 200 名 報告１ 「日本の参画・協働施策の展開」大久保 規子 報告２ 「日本の参画・協働施策の展開」小林 光（慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授／元環境省事務次官） 報告３ 「持続可能な地域：兵庫の環境再生」築谷 尚嗣（兵庫県 環境部長） 報告４ 「公害対策：公害地域の環境再生」藤江 徹（公益財団法人公害地域再生センター：あおぞら財団 事務局長） 報告５ 「コウノトリの野生復帰と地域の生物多様性保全」江崎 保男（兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授） 報告６ 「エネルギー／低炭素：菜の花プロジェクト」藤井 絢子（菜の花プロジェクトネットワーク代表） 報告７ 「夢舞台と環境再生の取組」谷口 進一（株式会社夢舞台 代表取締役社長） 報告８ 「環境訴訟における弁護士の役割」西島 和（日弁連公害対策・環境保全委員会／弁護士）／中下 裕子（日弁連公害対策・環境保全委員会前委員長／オーフス・ネット事務局長） 報告９ 「日本の環境 NPO の協働取組事例について」平田 裕之（一般社団法人環境パートナーシップ会議：EPC 国内プロジェクトリーダー） 報告 10 「環境問題における司法へのアクセス－EU レベルでの展開」ジャン=フランソワ・ブレイクランド（ベルギー・欧州委員会環境部ユニット A2 ヘッド）

	報告 11「オーフス条約と欧州における司法アクセスの現在－欧州の環境司法アクセスに関する考察」ヤン・ダルポ（スウェーデン・オーフス条約司法アクセス部会長／ウプサラ大学教授） 報告 12「ドイツの環境訴訟における司法審査の密度」ヴェルナー・ヘールマン（ドイツ・欧州行政裁判官協会前副会長／環境法部会長） 報告 13「環境公益訴訟：成功のための条件」ブライアン・プレストン（オーストラリア・ニューサウスウェールズ州土地・環境裁判所　長官） 報告 14「NGO 活動における司法アクセスの重要性」ヨアンナ・コーネリウス（スウェーデン・エコフォーラム／弁護士） 報告 15「市民参加に関する諸活動－促進戦略」マーラ・シリーナ（ベルギー・欧州環境事務局：EEB） 報告 16「リオ宣言第 10 条の実効性と TAI の戦略」キャロル・エクセル（アメリカ合衆国・アクセスイニシャティヴ：TAI 上級研究員） 報告 17「緑化する司法：情報公開・市民参加・司法アクセス－環境裁判所の貢献」ジョージ・プリング（アメリカ合衆国・デンバー大学　教授）／キャサリン・プリング（アメリカ合衆国・デンバー大学　研究協力者）*報告者急病のため来日できず、大久保が報告内容を紹介。 報告 18「深刻な抑圧状態からの参加：SLAPP 訴訟により『熱意をくじく』」ジュディス・プレストン（オーストラリア・マッカリー大学　講師） 報告 19「環境 NGO の司法アクセス：イタリアの法制度における最近の展開」エレーナ・ファソーリ（イタリア・ボローニャ大学／オーフス条約締約国会議イタリア政府代表） 報告 20「アスベスト国賠訴訟の成果と課題－泉南アスベスト訴訟を中心として－」村松　昭夫（大阪アスベスト弁護団副団長／あおぞら財団　理事長） ・国際シンポジウム“Legal Possibilities to Strengthen Renewable Energies”（邦題「再生可能エネルギーの法的強化の可能性」）、2012 年 4 月 20-21 日、ホテルニューオータニ大阪、共催＝コンラート・アデナウアー財団および大阪大学法学研究科　：参加者数約 80 名 ・第四回研究会(2012 年 4 月 26 日)、大阪大学大学院法学研究科(豊中キャンパス)　：参加者数約 20 名 「市民参加・協働条例／環境条例に関するアンケート調査結果」谷内久美子(大阪大学大学院法学研究科特任研究員) ・第五回研究会(2012 年 9 月 10 日実施)、公益財団法人公害地域再生センター　：参加者数約 30 名 「流域委員会の現状と展望」 蔵治光一郎（東京大学演習林生態水文学研究所長／准教授） ・第六回研究会(2013 年 2 月 11 日実施)、公益財団法人公害地域再生センター　：参加者数約 20 名 「総合交通計画と市民参加」谷内久美子(大阪大学大学院法学研究科特任研究員) 【平成 25 年度】 一般向けとして，シンポジウム，公開研究会(下記)を実施するとともに，シンポジウムの内容を翻訳して公表したり，雑誌にエッセイを寄稿することなどにより対応。 ・第七回公開研究会 (2013 年 5 月 27 日実施)，公益財団法人公害地域再生センター：参加者数約 20 名 「道路連絡会の意義と課題について」谷内久美子（大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻，日本学術振興会特別研究員），「フランスにおける都市交通分野における住民参加の実態」南聡一郎(大阪大学大学院法学研究科特任研究員) ・第八回公開研究会(2013 年 8 月 5 日実施)，公益財団法人公害地域再生センター：参加者数約 15 名 「都市交通の変革のシナリオづくり」土井健司（大阪大学大学院工学研究科教授） ・第九回公開研究会(2013 年 10 月 11 日実施)，公益財団法人公害地域再生センター：参加者数

	15 名 「総合交通計画について—金沢市，富山市，盛岡市を例に—」谷内久美子（日本学術振興会特別研究員），「フランスの交通政策および環境政策における参加について－環境グルネル法における参加を中心にー」南聡一郎(大阪大学大学院法学研究科特任研究員） ・グリーンアクセスプロジェクト主催・一般社団法人建設コンサルタンツ協会参加型計画専門委員会協力合同シンポジウム「世界と日本の市民参加～見えない力を見えるように～」（2013 年 12 月 6 日）キャンパスポート大阪ルーム D・E，参加者約 50 名 「参加制度の国際潮流を探る」大久保規子，「都市交通政策における自治体と住民の協議—フランス LRT 導入を例に—」南聡一郎(大阪大学大学院法学研究科特任研究員）
新聞・一般雑誌等掲載計17件	・岐阜新聞，2011 年 11 月 1 日，「震災機に理念転換機運——「自然共生」の視点模索」 ・デーリー東北，2011 年 11 月 8 日，「人も地球生態系の一員へ——増えるオーフス条約加盟」 ・信濃毎日新聞，2011 年 11 月 9 日，「環境理念　重大な転換期」 ・大分合同新聞，2011 年 11 月 28 日，「人も生態系の一員」 ・福井新聞，2011 年 11 月 28 日，「人も「生態系一員」へ」 ・高知新聞，2011 年 11 月 29 日，「理念　重大な転換期に」 ・山梨日日新聞，2011 年 12 月 5 日，「「人も生態系の一員」探る動き」 ・「Decisions and major outcomes」（AarhusConventionWGP-15/Inf.3）、オーフス条約第 15 回締約国作業部会成果文書 4 頁 Item 5:ⅳ (2012 年9月） ・「市民参加・協働条例と環境条例の実態調査を実施」『月刊ガバナンス』（2012 年9月号）、66 頁 ・LEC Annual Review 2011（オーストラリア土地環境裁判所年次報告書）4 頁、60 頁（2012 年 10 月） ・日本農業新聞「再生可能エネルギールールづくり模索」（2012 年 10 月 31 日） ・あわじ島テレビジョン「すもとかわらばん」(2013 年 4 月 2 日放送) http://awaji.tv/www/info/detail.jsp?id=13120 ・ジャパン・フォー・サステナビリティ（JFS）ネットニュース http://www.japanfs.org/ja/pages/032756.html ・山形新聞 （2013 年 4 月 19 日）「憲法スケッチ」 ・日本経済新聞（2013 年 9 月 16 日）「環境規制　海外で重み　識者・企業担当者に聞く」 ・朝日新聞（2013 年 12 月 12 日）諫早湾干拓「大阪大の大久保規子教授（行政法・環境法）の話」 ・長崎新聞（2013 年 12 月 21 日）「ルポ　諫早湾干拓」
その他	・箕面 FM:タッキー816，2012 年 3 月 8 日 15 時～16 時（再放送 11 日 13 時～14 時） 「まちのラジオ　大阪大学社学連携事業」 ・大久保　規子「NPO 活動の促進」条例政策研究会編・行政課題別条例実務の要点 701-707 頁（第一法規・2012 年追録） ・大久保　規子「環境教育等促進法の視点から」つな環 20 号「特集　リオ＋20 を市民参加と協働の観点から振り返る」（2012 年 10 月）16 頁 ・大久保　規子「環境政策最前線：グリーンアクセスとは何か」適塾 45 号 51-58 頁（適塾記念会・2012 年 12 月） ・ヨアヒム・ザンデン著、大久保　規子訳「再生可能エネルギー促進に向けたドイツの法的歩み」環境と公害 42 巻2号，2012 年 10 月，51-57 頁 ・大久保　規子「オーフス条約第 15 回作業部会会合に参加・報告して：市民参加原則の強化に向けて」環境と公害 42 巻 3 号 69 頁（2013 年1月） ・大久保　規子「持続可能な社会づくりのためのグリーン・イノベーション－日本型の協働モデルの確立を目指して」エコひょうご 67 号（2013 年3月）1-2 頁 ・大久保　規子「参加と協働の仕組みは有用なのか－自治体・NPOの参加・協働アンケートから見えるもの」つな環 22 号（2013 年 10 月）13 頁 ・大久保　規子「地域づくりのための参加の仕組みを考える」コウノトリ・ジオパーク地域づくり講座「多様な地域資源の理解と活用」2013 年度報告集 26-52 頁 ・マーラ・シリーナ（大久保規子監修・監訳、南総一郎和訳）「市民参加の実態とその促進戦略」環境と公害 43 巻 3 号（2014 年 1 月）48-54 頁

	・大久保　規子　グリーンアクセスプロジェクト・リーフレット「環境NPOの政策参加の現状−環境NPOに関するアンケート調査から」（2014 年 3 月） ・大久保　規子「参加・協働条例と地方分権改革」政策法務 Facilitator42 号（2014 年 4 月掲載予定）1頁

7.　その他特記事項

なし